

令和 2 年度

うめんこ村事業補助金

評価表

NO.

48

所管部課名	観光・シティセールス課			担当者	内田 一樹			
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	150千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	150千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	主催イベント等の参加者			約1,000人		令和7年度		
成果指標②	主催イベント等の観客数			約1,000人		令和7年度		
補助対象者	祁答院うめんこ村							
補助対象経費	(1) 蘭牟田池外輪山登山道の清掃に要する事務消耗品等の経費 (2) うめんこ村旗争奪ソフトボール大会の開催に要する事務消耗品等の経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、うめんこ村の事業の実施に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	うめんこ村事業							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	うめんこ村事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を受ける3年 の事業（団体）等の 決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	226,350	48.0%	218,125	43.7%	102,189	26.3%
		会費収入	21,000	4.5%	20,000	4.0%	18,000	4.6%
		事業収入	189,350	40.2%	175,600	35.2%	65,000	16.7%
		寄付金・その他助成	16,000	3.4%	22,525	4.5%	19,189	4.9%
		市補助金	150,000	31.8%	150,000	30.1%	150,000	38.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	95,000	20.2%	130,895	26.2%	136,853	35.2%
	計	471,350	100.0%	499,020	100.0%	389,042	100.0%	
	支出	事業費	340,455	72.2%	362,167	72.6%	310,749	79.9%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	130,895	27.8%	136,853	27.4%	78,293	20.1%
		計	471,350	100.0%	499,020	100.0%	389,042	100.0%
		支出計/前年度支出計			105.9%		78.0%	
		自己資金/前年度自己資金			96.4%		46.8%	
翌年度繰越金/市補助金	87.3%		91.2%		52.2%			
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		1,055		1,000		400		
成果指標の推移②		1,200		1,600		900		
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 ・繰越金が多額になっているため、有効活用を図りたい。 【前回評価への回答】 ・会費収入や事業収入の推移を見ながら、補助対象者と協議を行っている。 【事業のPR方法】参加リピーターへの周知を行っている。 【費用対効果】市外からの参加者が多く本市をPRするイベントとして貢献している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	地域活性化のためのPRや地域イベントでの活動を行うなど当該団体の活動は公共性に寄与している。ただし、性質的にスポーツ大会（ソフトボール大会）であり、規模的にも公益性が高いとは言えない。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 うめんこ村事業を通じて市外からの観光客を増やす取り組みは必要。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、うめんこ村を補助対象者とするのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。 観光イベントと言うよりは、性質的にスポーツイベントであるため、所管変更の検討が必要と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後、自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要があるため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引き続き、自主財源確保にも努力してもらう。		≪まとめ≫

うめんこ村事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるうめんこ村事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 うめんこ村事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光及び商工業の振興に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 うめんこ村事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 うめんこ村事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 蘭牟田池外輪山登山道の清掃に要する事務消耗品等の経費
- (2) うめんこ村旗争奪ソフトボール大会の開催に要する事務消耗品等の経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うめんこ村の事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 うめんこ村事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

(交付の基準)

第6条 うめんこ村事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にうめんこ村事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 うめんこ村事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 うめんこ村事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をい

う。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 活動内容

(2) 主催イベント等の参加者数及び観客数

(補助事業者等の責務)

第9条 うめんこ村事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。